

サンプル契約3 正誤表

条文	誤	正
第19条第1項本文	売主及び買主は、故意又は過失により本契約に違反し、これにより相手方当事者又は対象会社に損害が発生した場合、譲渡日後●年間（但し、第14条に定める義務に関しては同条に定める期間に限るものとし、また、<u>第15条違反に関しては期限を定めない。</u>）に限り、相手方当事者又は対象会社に対して当該損害（第三者からの請求に基づくものを含み、また合理的な範囲での弁護士費用を含む。以下、本条において同じ。）を賠償する。	売主及び買主は、故意又は過失により本契約に違反し、これにより相手方当事者又は対象会社に損害が発生した場合、譲渡日後●年間（但し、第14条に定める義務に関しては同条に定める期間に限るものとする。）に限り、相手方当事者又は対象会社に対して当該損害（第三者からの請求に基づくものを含み、また合理的な範囲での弁護士費用を含む。以下、本条において同じ。）を賠償する。
第19条第4項	本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、買主の負担する損害賠償及び補償の合計額の上限は、本件譲渡価額（但し、<u>第15条</u>に定めるものに関しては、上限を定めない。）とする。	本条第1項及び第2項の定めにかかわらず、買主の負担する損害賠償及び補償の合計額の上限は、本件譲渡価額（但し、<u>第16条各項</u>に定めるものに関しては、上限を定めない。）とする。